【テーマ】個人事業主が結成した労働組合との団体交渉

【事件の概要】 会社との業務委託契約に基づき音響製品等の修理業務などに従事する個人代行店の店主らが、作業単価の低さ等に不満を持ち、「労働組合」を結成して、会社に対して待遇改善を要求する団体交渉を申し入れた。しかし、会社は、個人代行店は独立した自営業者であり、「労働者」ではないのだから、そのような者の作る組合は「労働組合」ではなく、したがって、団交に応じる義務はないとして、これを拒否した。組合は、団交の拒否は不当労働行為に当たるとして労働委員会に救済を申し立てた。【労働委員会の判断】 会社が、個人代行店は労働者に該当しないとして、団体交渉の申入れを拒否したことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、団体交渉を命じる救済命令を発した。

【解説】

- 労働組合法第7条第2号は、「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をする ことを正当な理由がなくて拒むこと」を禁止しています。上の事案で問題となったの は、個人代行店という独立した自営業者が、ここでいう「使用者が雇用する労働者」 に該当するかどうかでした。該当しないならば、会社は団体交渉の申し入れに応じる 義務はありません。
- 「労働者」の定義について、労働組合法第3条は、「職業の種類を問わず、賃金、 給料その他これに準ずる収入によって生活する者」と規定しています。ここには、 「労働者」と聞いたときに通常思い浮かべる、労働契約を締結している相手方に限ら れず、請負契約等によって業務を行っている者が含まれる場合もあります。たとえば プロ野球選手は「労働者」ではありませんが、プロ野球選手で作るプロ野球選手会は 正式な「労働組合」として認められています。
- 上記事件で最高裁は、個人代行店は、①会社の事業の遂行に必要な労働力として会社の組織に組み入れられていること、②会社が契約内容を一方的に決定していること、③支払われる委託料が実質的には労務の対価としての性質を有すること、④会社による個別の業務の依頼に応ずべき関係にあること、⑤会社の指揮監督の下に労務の提供を行っており、場所的にも時間的にも拘束を受けていること、などの諸事情を考慮して、「独立の事業者としての実態を備えていると認めるべき特段の事情がない限り、労働組合法上の労働者としての性質を肯定すべき」と判示しました。

(「ビクターサービスエンジニアリング事件」最高裁平成24年2月21日判決(破棄差戻し), 東京高裁平成25年1月23日判決)

【ポイント】

- O 請負契約のもとで働く者であっても、労働組合法上の「労働者」と判断される場合があり、その場合、事業主は、それらの者が主体となって結成した労働組合との団体交渉に応じなければならない。
- 〇 労働組合法上の労働者に当たるか否かは、会社組織への組み入れがあるか、報酬 や委託料などが労務の対価としての性質を有するか、独立の事業者としての実態が あるかなどの要素を総合的に考慮して判断される。